

電力広域的運営推進機関  
ハイヤー供給契約 入札仕様書

電力広域的運営推進機関  
2020年2月

## 1. 件名

電力広域的運営推進機関 ハイヤー供給契約

## 2. 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という）の役職員の円滑かつ安全な移動のため、ハイヤー契約を締結するものである。

## 3. 契約期間および台数

A：2020年4月1日（水）～2021年3月31日（水）：1台

B：2021年1月4日（月）～2021年3月31日（水）：1台

## 4. 業務内容

広域機関が指定する時間において、ハイヤーサービスを提供すること（専属ハイヤーとすること）。

## 5. 業務時間・料金区分

業務時間と料金は、以下の2区分とする。

- ① 基本料金：午前7時30分～午前10時30分の間から開始する連続9時間又は走行距離120kmまで
- ② 超過料金：①以外の時間帯において、30分毎又は走行距離7.5km毎に料金設定をすること

## 6. 業務に関する費用

業務の実施に伴う費用については、次に掲げる費用を除き、請負者の負担とする。なお、次に掲げる費用については、実費による精算とする。

- ・業務遂行上必要な有料道路通行料及び有料駐車場使用料

## 7. 請負者及び運転手の条件

### I. 請負者

- ① 車両、運転手は固定とすること。なお、運転手については複数名体制でも可とする。
- ② 請負者は、運転手に対する社内サービス教育及び安全運転の教育・研修を実施すること。
- ③ 請負者は、運転手が休務した場合等において、代務要員を速やかに配置できる体制をとること。なお、代務要員が本業務を行う場合においても、下記7. IIの資格要件を満たすこと。
- ④ 請負者は、一度決定した運転手を請負者の都合により変更するときは、原則として1カ月前までに広域機関に変更を申請し、承認を得ること。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- ⑤ 請負者は、運転手に電波受信面で問題のない携帯電話端末を持たせ、またつながりやすいところに待機させる等必要な措置を講ずること。

## II. 運転手

- ① 運転手は、請負者が直接雇用している社員であり、A：2020年4月1日時点、B：2021年1月4日時点で請負者の下で運行管理又はハイヤー乗務経験が継続して1年以上あること。また、A：2020年4月1日時点、B：2021年1月4日時点で、満年齢65歳以下であり、かつ、健康状態に問題がないこと。
- ② 運転手は、自動車運転歴が10年以上、かつ、東京都内において運転従事歴5年以上を有すること。
- ③ 運転手は、普通自動車免許第2種を取得していること。
- ④ 運転手は、A：2020年4月1日、B：2021年1月4日から遡って3年以内に運転免許の停止処分等の原因となる重大な交通違反歴がないこと。
- ⑤ 広域機関は、運転手はその適格性に欠けると認められた場合、請負者に対しその代替者の選任・交代を要請するものとし、請負者は当該要請に対し速やかに対応するものとする。

## 8. 運転手の責務

- ① 運転手は、ネクタイ、ジャケットを着用し、送迎業務に相応な服装を心掛けること。（ただし、広域機関の指定するクールビズ活動実施期間においては、ノーネクタイを基本とする。）
- ② 運転手は、車両の利用者に対して丁寧な対応を心掛け、礼節を重んじること。
- ③ 運転手は、車両を常に清掃し、清潔を保つこと。

## 9. 車両・待機場所

車両とその待機場所については次の通りとすること。

### I. 車両

- ① 国産車（セダン：排気量2500cc以上）
- ② ボディーカラー：黒色
- ③ ETC、カーナビゲーションシステムを標準装備していること
- ④ ドライブレコーダー（連続して24時間以上の録画が可能なタイプ）を装備していること

### II. 待機場所

当機関が指定する場所に待機すること。

## 10. 運行予定の通知

- I. 広域機関は、原則、車両の1週間分の運行予定を前週の金曜日（祝日の場合はその前日）に請負者に通知する。  
※追加・変更等が発生した場合は、運行日の前日までに請負者に通知する（緊急の場合等は当日運転手に対して直接通知をする）。
- II. 請負者はこれを受けて、運行計画を作成し、運転手に必要な指示を行うものとする。

## 1 1. 請求

- ① 1カ月分の利用に基づく利用明細書、請求書を翌月10日までに提出すること。
- ② 利用明細には利用日付、経路、出発及び到着時間、待ち時間及び1日ごとの請求額を明記すること。また、有料道路や有料駐車場を利用した場合は、証憑としてその領収書またはETC利用明細書等を提出すること。

## 1 2. 仕様書の変更について

契約期間内において、広域機関が必要と認めるときは、本仕様及びその他の条件を変更することがある。変更する場合については、広域機関及び請負者双方協議のうえ書面により変更の内容や必要な措置等を定めるものとする。